

〔事案 27-240〕 転換契約無効請求

・平成 28 年 10 月 27 日 裁定不調

<事案の概要>

一部転換契約をしたところ、契約明細書に記載された特約の保険期間に誤りがあったこと、および募集人が誤った説明をしたことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 8 月に契約した個人年金保険を、平成 27 年 10 月に一部転換したが、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 契約明細書に記載された特約の保険期間に誤りがあった。
- (2) 募集人が誤った説明をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約明細書に誤りはない。
- (2) 募集人が誤った説明をした事実もない。
- (3) 申立人より、契約を取り消したい旨の申し出が電話であった時点で、既にクーリング・オフ期間が経過している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人による不適切な説明があったかどうかなど転換契約時の状況を把握するため、申立人、申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件転換契約の無効を認めることはできないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 転換前契約の説明資料には、「契約のしくみ」として図が付されているが、その図を示しながら説明をされた場合、一般的な消費者が保障期間を誤解しても不思議ではない。
- (2) 募集人は、口頭で年金終了の時に医療保障が切れる旨を説明したとしているが、年金開始時の 60 歳で死亡保障が切れる旨に続いて、年金終了時に医療保障が切れるという説明をした場合、その図を見ながら説明するとわかりにくい説明になってしまうことは否めない。